

久山町まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと応援寄附）募集要項

本町の地方創生を目的とした事業を応援する目的で、企業版ふるさと応援寄附（地方創生応援税制）として寄附いただける企業を次のとおり募集します。

なお、年度ごとの募集事業は久山町ホームページをご覧ください。

https://www.town.hisayama.fukuoka.jp/soshiki/keiei_design/gyomu/kigyoubanfurusatonuzei/index.html

1 対象事業

- ① 町の資源を活かし、地域に多様なしごとをつくる事業
- ② 地域とのつながりを築き、町への新しいひとの流れをつくる事業
- ③ 安心できる子育て環境や生き生きと暮らすための学びの場をつくる事業
- ④ 安心して健やかに暮らせるまちをつくる事業

2 募集対象企業

久山町以外に本社（主たる事務所又は事業所）を置く企業

3 募集寄附額

5億円（令和7年度から令和11年度までの累計）

※寄附額の下限額は10万円となっています。

※年度ごとの募集寄附額は久山町ホームページでご確認ください。

4 募集期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 寄附の申出方法

別紙「久山町企業版ふるさと応援寄附申出書」に必要事項を記入後、メール、郵便のいずれかの方法で以下まで送付してください。

〒811-2592

福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632

久山町役場 経営デザイン課

電話：092-976-1111

Mail：k-design@town.hisayama.fukuoka.jp

6 寄附金の払込時期

各法人（寄附企業）の事業年度内に寄附金を納付することが必要です。

（例）令和7年4月から令和8年3月（令和7年度）が事業期間の法人（3月決算法人）は、

令和7年4月から令和8年3月(令和7年度)までの間に寄附金を納付することにより、令和7年度の法人税等の納税の際に軽減措置を受けることができます。

7 寄附金の払込方法

(1) 納入通知書による納付

納入通知書を送付しますので、金融機関で払い込みください。

なお、次の金融機関以外で払い込みをする場合は、手数料が必要となります。

西日本シティ銀行、福岡銀行、福岡中央銀行、粕屋農業協同組合

(2) 郵便局(ゆうちょ銀行)納付書による納付

納入通知書を送付しますので、お近くの郵便局(ゆうちょ銀行)で払い込みください。

なお、手数料は不要です。

(3) 銀行等からの口座振込

久山町会計管理者の口座情報をご連絡しますので、お近くの金融機関でお振り込みください。

8 寄附後の手続き

寄附金の入金確認後、久山町から受領書を送付いたします。

税額控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

9 税制上の優遇措置

税制上の優遇措置として、次のとおり最大9割の税の軽減措置を受けられます。

ただし、各税の軽減措置には上限がありますので、個別にご相談ください。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。

(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

← 寄附額 →			
損金算入(約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担

10. 問い合わせ先

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632

久山町役場 経営デザイン課

電話：092-976-1111

Mail：k-design@town.hisayama.fukuoka.jp